

天保三辰年十月廿二日

〔天保度御改正諸事留^七辰^十五年^保二月六日

佐内町名主八右衛門煩^二付
代 長藏^〇下

市中取締役

名主共

市中明地往還等ニ而、めんち打と唱子供遊び致候由、右者賭事ニ紛敷候間、右體之儀無之様、町役人共申諭、且已來右めんちと唱候品、堅賣買致間敷旨、組々不洩様可申通、
右之通被仰渡奉畏候、爲後日仍如件、

長谷川町名主

鈴木市郎右衛門

外廿四人

右者、今日甲斐守様御白洲ニ而被仰渡候間、組々急速不洩様申通、早々行届候様、御取計可被成候、
但本文被仰渡、太筆に認、自身番屋^江張出候様、御取計可被成候、以上、

二月六日

定世話掛